令和3年

桑折町農業委員会会議録

第2回総会

令和3年2月15日

桑折町農業委員会

桑折町農業委員会総会

- 1. 日 時 令和3年2月15日 午後3時13分
- 2. 場 所 桑折町役場 3 階 正庁
- 3. 応召委員 次のとおりです。

1	古	Ш		清	2	蓬	田	浩	幸
3	氏	家		浩	4	浅	野	国	英
5	朽	木	泰	男	6	髙	橋		貢
7	佐	藤		親	8	小	野	策	七
9	佐	藤	徳	雄	1 0	浅	尾目	出	夫

- 4. 本日の議事に参加した委員は、上記応召委員10名です。
- 5. 総会日程
 - 第1 議事録署名人の指名
 - 第2 議案第5号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について

議案第6号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について

議案第7号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用 集積計画の決定について

議案第8号 農地法第3条第2項第5号の規定による別段面積の決定について

6. 本日の会議に出席した農業委員会事務局職員は次のとおりです。

事務局長 八 巻 靖 之 係 長 松 原 義 行 主任主査 鈴 木 克 仁

7. 本会議開会宣言

(桑折町農業委員会会議規則により会長が議長となる)

会 長

ただ今から令和3年第2回総会を開会いたします。

本日の出席委員は10名中10名です。在任する委員の過半数が出席 しており、桑折町農業委員会会議規則第9条の規定により、総会は成立 しております。

まず、総会日程第1の議事録署名委員を指名いたします。

桑折町農業委員会会議規則第20条第2項に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させていただくことにご異議ありませんか。

(異議なし)

会 長

議事録署名委員を指名いたします。

6番 髙橋 貢 委員

7番 佐藤 親 委員

会 長

それでは、総会日程第2の議案第5号「農地法第3条第1項の規定による許可申請について」を議題といたします。整理番号1と2について関連がありますので、一括して事務局に内容の説明を求めます。

事務局

【議案第5号、農地法第3条 整理番号1、2を朗読後、説明】

詳細につきましては、議案書・農地法第3条調査書及び協議会で説明 したとおりです。整理番号1、2については、農地法第3条第2項各号 には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

会 長

亀岡委員

整理番号1及び2ついて、現地を確認してきました。

申請地は、現在、桃を作付けしており適正に耕作管理がされている農地であり、借受け後も引き続き耕作する予定であります。

申請地までは車で10分程度であり、農作業に支障はありません。

今回、本件の権利取得により、将来にわたり継続して耕作するとして

事務局

おり、周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと思います。

会 長

ありがとうございます。これより、質疑に入ります。発言のある方は 挙手願います。

(質問発言なし)

会 長

質疑なしと認めます。以上で、質疑を終了いたします。それでは採決 いたします。

議案第5号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を お願いします。

(全員挙手)

会 長

全員賛成ですので、議案第5号は、原案のとおり決定いたしました。 次に、議案第6号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」を議題といたします。整理番号3について事務局に内容の説明を求めます。

事務局

【議案第6号、農地法第5条 整理番号3について朗読後、説明】 詳細につきましては、議案書及び協議会で説明したとおりです。 集落接続事業である農家分家住宅となります。

周辺農地に与える影響は、申請地を転用しても必要最小限に抑えられるものと思われます。

会 長

ただいまの説明に関連して、地区担当である 浅野 隆良推進委員か ら、現地調査の結果ならびに補足説明をお願いします。

浅野委員

整理番号3について、現地を確認してきました。

申請地の西側は県道に隣接し、南側は本家の農地、北、東側は本家の

住宅に面しております。

今回、本家住宅に近い農地の一部を転用し、子が分家住宅を建て、居住する予定です。

申請地は、平坦ではありますが、盛土を行い法面に芝はりして保護を 行う計画であり土砂の流出はないと思います。

雨水は集水マスを設置し、西側県道側溝に排水、雑排水は合併浄化槽を設置し、雨水と同じく側溝に排水する計画になっております。

農地の北西部分であることから農地を分断する恐れはありません。

今回申請のあった農地について、分家住宅敷地のために転用しても、 周辺の農地への影響はないと思います。

会 長 ありがとうございます。これより、質疑に入ります。発言のある方は 挙手願います。

(質問発言なし)

会 長 質疑なしと認めます。以上で、質疑を終了いたします。それでは採決 いたします。

整理番号3について、原案のとおり承認することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員举手)

会 長 全員賛成ですので、整理番号3は、原案のとおり決定いたしました。 次に、整理番号4について事務局に内容の説明を求めます。

事務局 【議案第6号、農地法第5条 整理番号4を朗読後、説明】 詳細につきましては、議案書及び協議会で説明したとおりです。 第2種農地となります。周辺の農地への影響はないと思われます。

会 長 ただいまの説明に関連して、地区担当である 石幡 弘実推進委員か

ら、現地調査の結果ならびに補足説明をお願いします。

石幡委員

整理番号4について、現地を確認してきました。

申請地は、南側が通路及び龍泉寺駐車場に接しており、西側、東側は宅地に接している農地です。

また、隣接する農地は北側にありますが小規模な農地となっていると ころです。

今回、既存駐車場隣接農地を転用し、参拝者用の露天駐車場とする予定です。

申請地は、平地であるため、敷砂利にて転圧し雨水による土砂の流出を防ぐ計画です。

雨水は敷砂利による地下浸透する計画になっております。

今回申請のあった農地について、駐車場敷地のために転用しても、周 辺の農地への影響はないと思います。

会 長

ありがとうございます。これより、質疑に入ります。発言のある方は 挙手願います。

(質問発言なし)

会 長

質疑なしと認めます。以上で、質疑を終了いたします。それでは採決いたします。

整理番号4について、原案のとおり承認することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

会 長

全員賛成ですので、整理番号4は、原案のとおり決定いたしました。 次に、整理番号5について事務局に内容の説明を求めます。

事務局

【議案第6号、農地法第5条 整理番号5を朗読後、説明】

詳細につきましては、議案書及び協議会で説明したとおりです。

一時転用事業となります。

周辺農地に与える影響は申請地を転用しても、必要最小限に抑えられるものと思われます。

会 長

ただいまの説明に関連して、地区担当である 横山 正春推進委員から、現地調査の結果ならびに補足説明をお願いします。

横山委員

整理番号5について、現地を確認してきました。

申請地は北側が町道に接していますが、町道から1.5mほど低い水田となります。

今回、電柱が立っている法面の補修工事用通路として、通路部分を一時転用する計画です。

町道から修復箇所へ直接進入することができないことから、町道と水 田の高さがそろっている場所からとなります。

通路敷を仮設材で養生し必要最小限のみ使用する計画です。

今回申請のあった農地について、通路敷地のために一時転用しても、 周辺の農地への影響はないと思います。

会 長

ありがとうございます。これより、質疑に入ります。発言のある方は 挙手願います。

(質問発言なし)

会 長

質疑なしと認めます。以上で、質疑を終了いたします。それでは採決いたします。

整理番号5について、原案のとおり承認することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

会 長

全員賛成ですので、整理番号5は、原案のとおり決定いたしました。 次に、議案第7号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に よる農用地利用集積計画の決定について」を議題といたします。事務局 に内容の説明を求めます。

事務局

【議案第7号、農業経営基盤強化促進法 整理番号6から9 (所有権移 転) 朗読後、説明】

以上、桑折町長より計画の決定を求められた案件です。現地調査の結果、計画の内容については、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

会 長

それではここで、整理番号6の地区担当である 横山 正春推進委<u>員</u>から、現地調査の結果ならびに補足説明をお願いします。

横山委員

整理番号6について、現地を確認してきました。

申請地は、譲受人が所有する農地に隣接している田で、以前から申請 地を借受けし耕作しているとのことで、引き続き田として維持管理して いくこととなり、効率性の向上と経営規模の拡大が図られると思われま す。

また、本件の権利取得による周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保も、支障はないと考えます。

会 長

ありがとうございます。続いて整理番号7の地区担当である 石幡 弘実推進委員から、現地調査の結果ならびに補足説明をお願いします。

石幡委員

整理番号7について、現地を確認してきました。

申請地は、譲受人が所有する農地に隣接している田です。水稲を栽培することで同一地区内に農地を集積することになるため、効率性の向上と経営規模の拡大が図られると思われます。

また、本件の権利取得による周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保も田として維持管理していくということなので、支障はな

いと考えます。

会 長

ありがとうございます。続いて整理番号8の地区担当である 岡崎 明推進委員から、現地調査の結果ならびに補足説明をお願いします。

岡﨑委員

整理番号8について、現地を確認してきました。

申請地は、譲受人が所有する農地に隣接している樹園地で、以前から 申請地を借受けし耕作しているとのことで、同一地区内に農地を集積す ることになるため、効率性の向上と経営規模の拡大が図られると思われ ます。

また、本件の権利取得による周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保も樹園地として維持管理していくということなので、支障はないと考えます。

会 長

ありがとうございます。最後に整理番号9の地区担当である 亀岡 範彦推進委員から、現地調査の結果ならびに補足説明をお願いします。

亀岡委員

整理番号9について、現地を確認してきました。

申請地は、譲受人が所有する農地に隣接している樹園地で、以前から 申請地を借受けしているとのことで、同一地区内に農地を集積すること になるため、効率性の向上と経営規模の拡大が図られると思われます。

また、本件の利権取得による周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保も樹園地として維持管理していくということなので、支障はないと考えます。

会 長

ありがとうございます。これより、質疑に入ります。発言のある方は 挙手願います。

(質問発言なし)

会 長

質疑なしと認めます。以上で、質疑を終了いたします。それでは採決

いたします。

議案第7号について、原案のとおり承認することに賛成の方は挙手を お願いします。

(全員挙手)

会 長

全員賛成ですので、議案第7号は、原案のとおり決定いたしました。 次に、議案第8号「農地法第3条第2項第5号の規定による別段面積 の設定について」を議題といたします。事務局に内容の説明を求めます。

事務局

【議案第8号を朗読後、説明】

詳細につきましては、議案書及び協議会で説明したとおりです。

新規就農者向けおよび空き家に付随する農地を対象とした設定になります。

会 長

これより、質疑に入ります。発言のある方は挙手願います。

(質問発言なし)

会 長

質疑なしと認めます。以上で、質疑を終了いたします。それでは採決いたします。議案第8号について、原案のとおり決定することに賛成の 方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

会 長

全員賛成ですので、議案第8号は、原案のとおり決定いたしました。 以上を持ちまして、2月総会に提出されました案件は全部終了いたしま した。

令和3年第2回総会を閉会いたします。

上記会議の経過を記載し、相違ないことを証するためここに署名する。

令和3年2月15日

桑折町農業委員会会長

桑折町農業委員会議事録署名人

桑折町農業委員会議事録署名人